

## マイナンバーカードの健康保険証利用について

～幌延町国民健康保険被保険者・北海道後期高齢者医療被保険者のみなさまへ～

皆さまご承知のとおり、現行の紙による健康保険被保険者証が、2024年秋には廃止される方針であると国から公表されています。

現在、町ではマイナンバーカード交付時に健康保険担当窓口でカードの保険証利用の支援を実施しています。

すでにマイナンバーカードをお持ちで健康保険証利用の手続きをされていない方に対しては、来年の保険証更新で窓口にお越しになった際にマイナンバーカードを持参していただければ保険証利用の手続きの支援をする予定です。（4ケタの暗証番号の入力が必要です）

スマートフォンをお持ちの方はマイナポータルをダウンロードすることで簡単に保険証利用の手続きをすることが可能です。

※ マイナポータル (<https://web.hir.myna.go.jp/Accept/displayMpapNotInstalled>)



なお、国が実施しているマイナポイント事業のマイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和4年12月末までとなっておりますのでご注意ください。

マイナンバーカードの申請については、担当窓口にて申請サポートを実施しており、簡単に申請することができますのでお気軽にお問い合わせください。

また、写真のご用意は不要です。役場にお越しいただいた際に撮影させていただきます。

お問い合わせ先:健康保険証利用:生活グループ  
マイナンバーカード申請:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

## 林業退職金共済制度(林退共)のお知らせ

林退共は林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が従事者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛け金は税法上において、法人では損金、個人企業では必要経費となります

○掛け金の一部を国が免除します

○雇用事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます

### 事業主の皆さまへ

・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください

・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください

お問い合わせ先:〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル  
独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部  
電話 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890  
ホームページ <https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>



## 旭川地方法務局からのお知らせ ～相続登記の義務化が始まります～

これまでの不動産の所有者（名義人）が亡くなり相続が発生しても直ちに相続登記がされない要因として、相続登記の申請が任意であることや申請をしなくとも不利益を被ることが少ないことなどが指摘されており、所有者不明土地発生の原因となっていました。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記申請をしなければならないこととなりました（既に発生している相続も対象となり、その場合は令和6年4月1日から3年間の履行期間となります）。

お問い合わせ先:旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1146  
【受付時間】8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)  
【詳細】法務省ホームページ  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

